

写

22町監第53号
2022年8月8日

請 求 人 様

町田市監査委員	小 泉	めぐみ
同	古 川	健太郎
同	佐 藤	和 彦
同	白 川	哲 也

町田市職員措置請求に伴う監査の結果について

2022年6月15日付けで提出された町田市職員措置請求について、地方自治法第242条第5項の規定により、監査した結果を次のとおり通知します。

第 1 請求の受付

1 請求人

(略)

2 請求書の提出

2022年6月15日

3 請求の内容

請求人から提出のあった町田市職員措置請求書及び事実を証する書面から、請求の内容を次の様に解した。

(1) 主張事実

厚生労働省の老人クラブ活動等事業の実施について（平成13年10月1日付け老発第390号厚生労働省老健局長通知）及び町田市老人クラブ運営基準（1970年7月18日施行）では、老人クラブの会員については、活動が円滑に行える程度の同一小地域に居住する者で組織することを定めている。

しかし、成瀬中央シニアクラブは、会則で定める区域外に居住する者を会員とし、また、加入区域を町田市全域として意思統一している。この定めに反するにもかかわらず、市は、補助金の支出について、市が定める補助金等の予算の執行に関する規則（昭和42年3月町田市規則第6号）第6条、第12条及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第232条の4第2項に反し、同一小地域に居住する者で組織することの審査、確認を行っていない。

本来補助金の交付の対象でない成瀬中央シニアクラブへの補助金を支出し、かつ、会則で定める区域外に居住する者についても補助金の算定の基礎としている。

よって、措置請求書受付決定日の1年前から当該措置請求書受付決定日の間に、成瀬中央シニアクラブに支出されている補助金は、違法又は不当である。

(2) 措置要求

ア 成瀬中央シニアクラブの具体的な加入区域（地図上あるいは地番等）の確認

イ 成瀬中央シニアクラブの事業開始後の加入区域変更（変更がある場合の根拠とその地域）の確認

ウ 成瀬中央シニアクラブの加入区域外居住者の調査

エ 成瀬中央シニアクラブの加入区域外居住者の会員がある場合の補助金の返還措置

4 請求の要件審査

本件請求は、自治法第242条所定の要件を備えているものと認めた。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

2021年12月10日及び2022年5月31日の成瀬中央シニアクラブの老人クラブ補助金に関する公金の支出を監査対象とした。

2 監査対象部課

いきいき生活部高齢者福祉課を監査対象とした。

3 証拠の提出及び陳述等

自治法第242条第7項の規定に基づき、2022年7月5日に請求人に証拠の提出の機会の付与を行い、2022年7月12日に請求人の陳述の聴取を行った。

請求人の陳述の際、自治法第242条第8項の規定に基づき、いきいき生活部高齢者福祉課職員を立ち会わせた。

また、同日、いきいき生活部高齢者福祉課職員の陳述の聴取を行った。その際、自治法第242条第8項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。

第3 監査の結果

1 いきいき生活部高齢者福祉課の説明等

(1) 町田市老人クラブ補助金の概要について

町田市老人クラブ補助金は、町田市老人クラブ補助金交付要綱（1969年4月1日適用）に基づき、実施する事業に要する経費の一部を補助することにより、当該事業の振興を図り、もって高齢者の福祉の増進に寄与することを目的としている。

また、町田市老人クラブ運営基準では、会員については、人数はおおむね30人以上であること、年齢は60歳以上であること、クラブ活動が円滑に行われる程度の同一小地域内に居住するものであることを定めている。

老人クラブ設立後、2回目以降の補助金については、4月又は5月に、老人クラブから基本額としての補助金の交付申請書及び添付書類（予算書、活動計画書、会員名簿及び役員名簿）を提出いただき、補助対象事業及び補助対象経費を審査している。併せて、会員名簿を精査し、補助金の対象外である市外在住会員、60歳未満の会員及び他の老人クラブに在籍し、当該老人クラブにおいて補助金の算定の対象としている会員の確認を行い、適正であることを確認している。

10月に、老人クラブの監査を行い、4月から9月末までの補助事業の執行について、出納簿の確認等を行っている。

10月又は11月に、老人クラブから加算額としての補助金の交付申請書を提出いただき、概算払いにより支出している。

3月の年度末には、実績報告書により、補助対象事業、補助対象経費の執行を確認しており、補助対象事業に対する支出が補助金交付額を下回った場合に、その差額分については、精算という形で返金をしていただくこととなる。

老人クラブ設立以降、初回の補助金については、2回目以降の補助金において提出している書類とは別に、老人クラブ設立届、会則等を提出いただき、活動の拠点、活動範囲、区域等を確認し、町田市老人クラブ運営基準に適合しているかどうか、

円滑に活動が実施できるかどうかを審査し、補助金を交付している。

(2) 同一小地域について

会則に定める区域は、町田市老人クラブ運営基準に定める小地域に該当するが、町田市老人クラブ運営基準に定める同一小地域については、活動が円滑に行われる程度の範囲を言い、地理的な条件、高齢者の居住実態により異なり、具体的な町名、距離等によりその範囲を特定するものではない。

(3) 同一小地域外の会員を補助金の算定の対象としている理由について

老人クラブの会員については、同一小地域内に居住する者であることを基本としているが、同一小地域外の高齢者を会員として迎え入れること等の弾力的な運用を行うことにより、老人福祉法第13条の目的とする老人福祉の増進に寄与する場合は、補助金の算定の対象としている。

(4) 成瀬中央シニアクラブの補助金について

成瀬中央シニアクラブの2021年度及び2022年度の補助金の算定の対象となっている会員は、ともに111人であった。そのうち、成瀬一丁目及び成瀬二丁目以外の会員は、2021年度は20人、2022年度は21人であった。

成瀬中央シニアクラブについては、地域について、会則において主体として成瀬一丁目及び成瀬二丁目と定めており、これは会員の大多数が成瀬一丁目及び成瀬二丁目の居住者であることを意味しているものと捉えている。

2 事実関係の確認

(1) 老人クラブについて

厚生労働省が定める老人クラブ活動等事業の実施については、老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、高齢者を主体とする介護予防と相互の生活支援という観点から、その活動及び役割が期待される組織であることを定め、会員については、人数はおおむね30人以上であること、年齢は60歳以上であること、クラブ活動が円滑に行われる程度の同一小地域内に居住するものであることを定めている。

(2) 老人クラブ補助金について

自治法第232条の2では、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができることを定めている。また、老人福祉法第13条第2項では、地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブに対して、適当な援助をするように努めなければならないことを定めている。

市では、補助金交付の適正化を目的として、補助金の交付の申請、決定その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項について、補助金等の予算の執行に関する規則を定めている。同規則第5条及び第6条では、それぞれ補助金の交付申請及び申請に係る補助金等の交付が予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、交付決定することを定め、同規則第12条では、軽微なものを除き、補助対象事業の内容に変更、中止又は廃止があった場合、申請を受けなければならない

いことを定めている。

老人クラブに対する補助金について、町田市老人クラブ補助金交付要綱を定めている。同要綱第2では、補助の目的を老人クラブが実施する事業に要する経費の一部を補助することにより、当該事業の振興を図り、もって高齢者の福祉の増進に寄与することと定め、同要綱第3では、市長が別に定める基準を満たすものを補助の対象となる老人クラブとしている。

そして、別に定める基準として町田市老人クラブ運営基準を定め、同基準第3では、厚生労働省が定める老人クラブ活動等事業の実施についてと同様に、老人クラブの会員については、人数はおおむね30人以上であること、年齢は60歳以上であること、クラブ活動が円滑に行われる程度の同一小地域内に居住するものであることを定めている。

また、町田市老人クラブ補助金交付要綱第4では、補助の対象となる事業として4つの活動（生きがいを高める活動、健康を増進させる活動、社会奉仕活動その他の社会活動）を定め、同要綱第5では補助の対象となる経費を定めている。同要綱第6では、補助金の交付額として、活動月数に1万7,500円を乗じて得た額（以下「基本額」という。）及び申請年度の4月1日における会員数に500円を乗じて得た額に申請年度の前年度における補助事業の実施が600回以上の場合には5,000円を加えた額（以下「加算額」という。）を定めている。

(3) 町田市における老人クラブの現状

いきいき生活部高齢者福祉課から提出された資料によると、市における老人クラブの数は、2017年度において122クラブ、2021年度において106クラブであり、会員数は、2017年度において8,200人、2021年度において6,228人であった。老人クラブ数及び会員数ともに減少し、老人クラブを構成していない地域も存在する。

(4) 老人クラブ設立後、初回の補助金における審査について

老人クラブ設立後、初回の補助金交付申請においては、2回目以降の補助金の申請書類とは別に、次に掲げる資料を提出させ、補助金の審査を行っている。

ア 老人クラブ設立届

イ 代表者届

ウ 老人クラブの所在地の略図

エ 会場見取図

オ 会場使用承諾書又は会場使用申告書と領収書など会場使用が確認できるもののコピー

カ 会則

(5) 成瀬中央シニアクラブの概要

成瀬中央シニアクラブは、2001年4月1日に地域社会の一員として、会員相互の親睦と健康で明るい生活を送ることを目的として設立された。会則第5条では、会員は主体として成瀬一丁目及び成瀬二丁目の居住者で、おおむね50歳以上の者とされている。

会則第5条は、2005年の改正により主体としてという文言を加えたこと以外

は変更されていない。

2021年4月1日の会員数は113人で、その内訳は、他の老人クラブに在籍し、当該老人クラブにおいて補助金の算定の対象としている会員を除いた市内居住者111人（成瀬一丁目及び二丁目の居住者91人、成瀬一丁目及び二丁目以外の居住者20人）、60歳未満の者1人、他の老人クラブに在籍し、当該老人クラブにおいて補助金の算定の対象としている会員1人であった。

2022年4月1日の会員数は112人で、その内訳は、他の老人クラブに在籍し、当該老人クラブにおいて補助金の算定の対象としている会員を除いた60歳以上の市内居住者111人（成瀬一丁目及び二丁目の居住者90人、成瀬一丁目及び二丁目以外の居住者21人）、他の老人クラブに在籍し、当該老人クラブにおいて補助金の算定の対象としている会員1人であった。

(6) 成瀬中央シニアクラブに対する老人クラブ補助金について

補助金等の予算の執行に関する規則及び町田市老人クラブ補助金交付要綱に従い、市は、本件補助金の交付手続を次のように行っている。

ア 2021年5月6日、成瀬中央シニアクラブから基本額に関する町田市補助金等交付申請書及び添付書類（予算書、活動計画書、会員及び役員名簿）を受領した。

イ 2021年5月10日、当該受領した町田市補助金等交付申請書等を審査し、老人クラブ補助金210,000円の交付を決定し、町田市補助金等交付決定通知書により、交付決定の内容等を成瀬中央シニアクラブに通知した。

なお、市は、老人クラブ補助金210,000円の交付決定に当たり、成瀬中央シニアクラブから提出された基本額に関する町田市補助金等交付申請書及び添付書類（予算書、活動計画書、会員名簿及び役員名簿）に基づき、補助対象事業及び補助対象経費の見込みを、生きがいを高める活動として178,300円、健康を増進させる活動として109,100円、社会奉仕活動として10,000円、その他の社会活動として70,000円とし、補助対象経費の見込みの全額は367,400円とした。

ウ 2021年5月13日、成瀬中央シニアクラブから基本額に関する町田市補助金等概算払交付請求書を受領し、2021年5月31日、成瀬中央シニアクラブに対して老人クラブ補助金210,000円を概算払により支出した。

エ 2021年11月11日、成瀬中央シニアクラブから加算額に関する町田市補助金等交付申請書を受領した。

オ 2021年11月15日、当該受領した町田市補助金等交付申請書等を審査し、老人クラブ補助金60,500円の交付を決定し、町田市補助金等交付決定通知書により、交付決定の内容等を成瀬中央シニアクラブに通知した。

なお、老人クラブ補助金60,500円の交付決定に当たり、上記アにおいて提出された会員名簿に基づき、会員数113人のうち、2人を補助金対象外（60歳未満1人、他の老人クラブに在籍し、当該老人クラブにおいて補助金の算定の対象としている会員1人）とし、町田市老人クラブ補助金交付要綱第6第1号の規定による補助金の額を会員数111人に500円を乗じて得た額を55,5

00円とし、2021年3月31日に提出された活動状況報告書に基づき、同要綱第6第2号の規定による補助金の額を5,000円とした。

また、補助対象事業及び補助対象経費の見込みを、上記イにおいて算定したものと同様とし、補助対象経費の見込みの全額は367,400円とした。

カ 2021年11月18日、加算額に関する町田市補助金等概算払交付請求書を受領し、2021年12月10日、成瀬中央シニアクラブに対して老人クラブ補助金60,500円を概算払により支出した。

キ 2022年3月31日、成瀬中央シニアクラブから町田市補助事業等実績報告書及び添付書類（決算書、活動状況報告書、出納帳及び仕訳帳）を受領した。

ク 2022年3月31日、当該受領した町田市補助事業等実績報告書及び添付書類（決算書、活動状況報告書、出納帳及び仕訳帳）を審査し、補助事業等の成果が補助金の交付決定等の内容に適合すると認め、交付すべき補助金の額として270,500円を確定し、町田市補助金等交付額確定通知書により成瀬中央シニアクラブに通知した。

なお、交付すべき補助金の額として270,500円を確定するに当たり、成瀬中央シニアクラブから提出された町田市補助事業等実績報告書及び添付書類（決算書、活動状況報告書、出納帳及び仕訳帳）に基づき、補助対象事業及び補助対象経費を、生きがいを高める活動として223,000円、健康を増進させる活動として108,440円、社会奉仕活動その他の社会活動として40,863円とし、補助対象経費の全額は372,303円とした。

ケ 2022年3月31日、成瀬中央シニアクラブから町田市補助金等精算書を受領し、精算手続を行った。

コ 2022年5月11日、成瀬中央シニアクラブから、基本額に関する町田市補助金等交付申請書及び添付書類（予算書、活動計画書、会員及び役員名簿）を受領した。

サ 2022年5月16日、当該受領した町田市補助金等交付申請書等を審査し、老人クラブ補助金210,000円の交付を決定し、町田市補助金等交付決定通知書により、交付決定の内容等を成瀬中央シニアクラブに通知した。

なお、老人クラブ補助金210,000円の交付決定に当たり、成瀬中央シニアクラブから提出された基本額に関する町田市補助金等交付申請書及び添付書類（予算書、活動計画書、会員名簿及び役員名簿）に基づき、補助対象事業及び補助対象経費の見込みを、生きがいを高める活動として158,300円、健康を増進させる活動として99,100円、社会奉仕活動として10,000円、その他の社会活動として50,000円とし、補助対象経費の見込みの全額は317,400円とした。

シ 2022年5月23日、成瀬中央シニアクラブから基本額に関する町田市補助金等概算払交付請求書を受領し、2022年5月31日、成瀬中央シニアクラブに対して老人クラブ補助金210,000円を概算払により支出した。

3 判断

本件請求について、前記事実関係の確認に基づき、次のように判断する。

補助金の支出の違法又は不当を判断するに当たり、補助金の支出が違法となる場合は、補助金の支出につき公益上の必要があると判断したことについて、裁量権の逸脱又は濫用があった場合（最高裁平成17年11月10日判決）であり、不当となる場合は、補助金の支出につき公益上の必要があると判断したことについて、裁量権の逸脱又は濫用に当たらない程度の不合理な行使があった場合と解するのが相当である。

これを本件請求についてみると、会則で定める区域外に居住する者も会員としている成瀬中央シニアクラブに対し、補助金を支出し、かつ、会則で定める区域外に居住する者についても補助金の算定の基礎として補助金を支出することにつき、公益上の必要があると判断したことについて、裁量権の逸脱又は濫用があったか、裁量権の逸脱又は濫用に当たらない程度の不合理な行使があったかについては、老人福祉法、町田市老人クラブ補助金交付要綱等における老人クラブを補助する目的、地域の実態等を踏まえ、判断されるべきである。

自治法第232条の2によれば、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

老人福祉法第13条第2項によれば、地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない。

厚生労働省が定める老人クラブ活動等事業の実施について及び町田市老人クラブ運営基準によれば、老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、高齢者を主体とする介護予防と相互の生活支援という観点から、その活動及び役割が期待される組織であり、会員については、人数はおおむね30人以上であること、年齢は60歳以上であること、クラブ活動が円滑に行われる程度の同一小地域内に居住するものとされている。

町田市老人クラブ補助金交付要綱では、補助の目的として、老人クラブに対し、その実施する事業に要する経費の一部を補助することにより、当該事業の振興を図り、もって高齢者の福祉の増進に寄与することとしている。

これらのことを踏まえると、老人クラブは、地域を基盤としながら、介護予防、相互の生活支援を通じ、高齢者の福祉の増進に寄与することを目的としている組織であり、市は、実施される事業の公益性について、補助金を支出している。

成瀬中央シニアクラブにおける会員の構成は、2021年度については、20人が成瀬一丁目及び成瀬二丁目の居住者でなく、91人が成瀬一丁目及び成瀬二丁目の居住者であり、2022年度については、21人が成瀬一丁目及び成瀬二丁目の居住者でなく、90人が成瀬一丁目及び成瀬二丁目の居住者である。成瀬中央シニアクラブの会員は、成瀬一丁目及び成瀬二丁目の居住者のみで町田市老人クラブ運営基準第3第1項に定める会員数の基準であるおおむね30人を超えており、同一小地域であるかの判断は別としても、成瀬中央シニアクラブは、厚生労働省が定める老人クラブ活動等事業の実施について及び町田市老人クラブ運営基準に定める地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である。

なお、補助金の支出に当たり、60歳未満の会員、市外居住者である会員、他の老人クラブに在籍し、当該老人クラブにおいて補助金の算定の対象としている会員は、補助金の算定の対象とはしていないので、上記人数は、当該補助金の算定の対象とはしていない人数を除いている。

いきいき生活部高齢者福祉課の説明によれば、成瀬中央シニアクラブの会則に定める区域は、町田市老人クラブ運営基準に定める小地域に該当し、主体として成瀬一丁目及び成瀬二丁目と定めており、転居した者、周辺地域の居住者も含め、活動していくことを想定しているものと捉え、補助金を支出しているとのことである。

市において、老人クラブ及び会員数が減少し、また、老人クラブが構成されていない地域があること等の事情を踏まえると、当該転居した者や、周辺地域の居住者も含めた活動については、高齢者の福祉の増進に寄与することを目的として、会則で定める区域外に居住する者についても補助金の算定の基礎としているのは、一概に不合理とは言えない。

また、成瀬中央シニアクラブに対する老人クラブ補助金の支出が、補助の目的を踏まえ、適正に執行されているかについては、次に掲げる事項のとおり適正に執行されていることを確認している。

- (1) 成瀬中央シニアクラブの老人クラブ補助金の申請において、会員の人数、年齢、住所、市内在住会員であること、他の老人クラブの会員の重複、補助申請額、事業計画等について確認を行い、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を審査したうえで、交付決定を行い、概算払いにより支出していること。
- (2) 年度における補助事業等が終了したときは、成瀬中央シニアクラブに対し、実績報告書等により、補助事業等の成果として補助事業等の活動状況、補助対象経費の支出等を報告させ、補助金の額を確定していること。

なお、老人クラブ設立後、初回の補助金の申請において会則を提出させ、会則に定める区域を確認し、活動が円滑に行える程度の小地域が定められていること、老人クラブ設立届、老人クラブの活動の拠点となる会場の図面等の資料により、地域を基盤として設立されていることを確認している。

そうである以上、会則で定める区域外に居住する者も会員としている成瀬中央シニアクラブに対し、補助金を支出し、かつ、会則で定める区域外に居住する者についても補助金の算定の基礎として補助金を支出したことについて、公益上の必要があると判断したことは、裁量権の逸脱又は濫用があったと評価することはできず、また、上記の事情の下においては、補助金の支出につき公益上の必要があると判断したことは、裁量権の不合理な行使があったと評価することはできない。

したがって、本件成瀬中央シニアクラブに対する老人クラブ補助金の支出が違法又は不当とは言えない。

4 結論

以上の判断により、本補助金の返還等を求める請求人の主張には理由がない。

資料1（町田市職員措置請求書）

町田市職員措置請求書

1. 請求の要旨

●いつ（～いつまで）

措置請求書受付決定日の1年前から継続して支出されてきている老人クラブ補助金の違法・不平等な支出について、下記の措置を請求する。

●請求の対象職員

老人クラブ補助金の支出決定に関わる、いきいき生活部高齢者福祉課役職員

●どのような財務会計行為を行っているか

「町田市老人クラブ補助金（以降単に、補助金という。）交付要綱」及び「町田市老人クラブ運営基準（以降単に、運営基準という。）」を受けて、「補助金等の予算の執行に関する規則」に則る補助金の交付（支出）

●その行為は、どのような理由で違法、不当なのか。

①老人クラブの加入区域について「運営基準」第3項の3で、「会員は、同一小地域ないに居住するもの」と規定されているが、加入区域を定めない（実質：加入区域を町田市全域に拡大）ことで意思統一したクラブが存在する。当該クラブは、「補助金交付要綱」で規定の「運営基準」を満たさなくなり、補助金交付の資格を逸することとなるが、引続き補助金が不当に交付されていることが伺われる。

②「補助金等の予算の執行に関する規則」第12条 補助事業者等の内容の変更（補助事業者から加入区域拡大に関する届出）の有無、承認の認否（補助金受給資格の逸失か）

③「補助金等の予算の執行に関する規則第6条」及び「地方自治法 第二百三十二条の四 2項」に規定の調査・確認等が未実施のまま補助金受給資格が得られていないクラブへの不当な交付の有無

④「町田市老人クラブ運営基準第3項3」規定に反する「同一小地域」外加入者の有無

●その結果、どのような損害が市に生じているのか。

補助金受給資格が無いクラブ、あるいは加入区域外会員が補助金の算定となっていることによる不当交付による損失

●どのような措置を請求するのか

- ・各老人クラブの具体的な加入区域（地図上或いは地番等）の確認
 - ・事業開始後の加入区域変更の有無（変更が有る場合の根拠とその地域）の確認
 - ・各老人クラブの加入区域外居住者の有無（有る場合はその人数）の調査
 - ・加入区域外加入の会員がある場合の補助金の取扱い（返還措置等）
- 上記確認・調査等の結果の通知を希望する。

2. 請求者

（略）

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

令和4年6月15日

町田市監査委員殿

(注) 以上、原文のまま掲載。ただし、個人の氏名等の個人情報については省略した。

2022年7月5日

町田市監査委員様

監査請求人
(略)

補正書

2022年6月28日付けで町田市住民監査請求の補正を依頼された事項について、下記のとおり補正します。

記

補正事項 1 町田市職員措置請求書の記載を改める事項

- 1 町田市職員措置請求書 1. 請求の要旨●いつ (いつまで～) の項目中「老人クラブ補助金」を「成瀬中央シニアクラブに対する老人クラブ補助金」に改めます。
- 2 町田市職員措置請求書 1. 請求の要旨●その行為は、どの様な理由で違法、不当なのか。の項目について、次のとおり改めます。
 - (1) ②中「の有無、承認の認否 (補助金受給資格の逸失か) については、「の申請がなされず、その承認を受けないまま補助金を交付している。」に改めます。
 - (2) ③中「の有無」については、削除します。
 - (3) ④中「の有無」については、「を算定の基礎とした補助金の交付」に改めます。
- 3 町田市職員措置請求書 1. 請求の要旨●どの様な措置を請求するのかの項目中 2 つ記載がある「各老人クラブ」を、「成瀬中央シニアクラブ」に改めます。

補正事項 2 事実証明書の提出をもとめるもの

- 1 町田市職員措置請求書 1. 請求の要旨●その行為は、どの様な理由で違法、不当なのか。の項目において、次のとおり事実証明書を提出します。
 - (1) ①中「加入区域を定めない (実質：加入区域を町田市全域に拡大) ことで意思統一したクラブが存在する。」ということの事実証明書 3-1 を提出します。
 - (2) 上記、補正事項 1 の 2 (1) において改めた②中「申請がなされず、その承認を受けないまま補助金を交付している。」の部分の事実証明 3-2 を提出します。

以上

(注) 以上、原文のまま掲載。ただし、個人の氏名等の個人情報については省略した。

事実証明書

- 1 請求者からの要望に対する町田市 of 回答文書（2019年10月2日付け）の写し
（老人クラブに対する地方公共団体の役割）
- 2 請求者からの要望に対する町田市 of 回答文書（2019年11月19日付け）の写し
（老人クラブの組織要件と補助金交付の考え方）
- 3-1 成瀬中央シニアクラブ会報90号及び95号の写し
（会員の居住地域に関する会則変更案と総会における審議結果）
- 3-2 高齢者福祉課からの電子メールの写し
（①2021年度及び2022年度に成瀬中央シニアクラブへ交付した補助金の額
②補助事業内容変更届の有無）

（注）事実証明書3-1及び事実証明書3-2は、2022年7月5日に補正書と共に提出された。